

**訪日外国人受診者
医療費未払情報の
報告マニュアル
(医療機関向け)**

Q&A

Ver. 1.0

厚生労働省

目次

・ 訪日外国人受診者の医療費が未払い化した場合について.....	3
Q1 報告対象となる訪日外国人受診者には在留外国人は含まれますか.....	3
Q2 未収金額が報告基準額未満となる未収金は報告対象となりますか.....	3
Q3 6月に診療しましたが7月末時点で未回収状態がわかっているため、この時点でシステムへの登録を行ってもいいでしょうか.....	3
Q4 入力期限について3営業日以内とありますが、例えば1月の診療日は5日から等、月によっても医療機関によっても異なると思いますがその月ごとで考えてよろしいでしょうか.....	3
Q5 本人がパスポートを持参していない場合はどうすればいいでしょうか.....	3
Q6 本人の在留資格がわからない場合(本人が報告対象となる訪日外国人に該当するかわからない場合)はどうすればいいでしょうか.....	3
Q7 口頭で情報提供の同意を得た場合、報告対象となりますか.....	4
Q8 未成年の診療の場合はどうなりますか.....	4
Q9 診療受付時に同意の取得を行わなかった場合はどうなりますか.....	4
・ webシステムでの報告に必要なIDの申請を行う.....	4
Q10 1つの医療機関で複数の管理者IDを持つことは可能でしょうか.....	4
Q11 管理者IDを役職のない職員に割り当ててもよいでしょうか.....	4
・ webシステムを通じて未払いの情報を登録・更新する.....	5
Q12 東京都で行われている外国人未払医療費補てん事業による未収金の一部回収がありました。回収と考え入力して良いでしょうか.....	5
Q13 未収金について大使館・領事館からの入金を確認しましたが、回収と考え入力して良いでしょうか.....	5
Q14 未収金登録後、患者データの削除は可能でしょうか.....	5
Q15 パスポート情報が入手できなかった場合はどうすればよいでしょうか.....	5
Q16 分割返済の誓約書を入手している場合も登録するのでしょうか.....	5
Q17 経理上償却処理した未収金についても報告対象となるのでしょうか.....	5
Q18 請求時に一部入金があった場合はどのように報告しますか.....	6
Q19 請求日の1か月後に一部支払いがあり、その後の支払いがない場合はいつから登録対象となりますか.....	6
Q20 複数の請求がある場合は、どの請求日を報告基準日とすれば良いですか.....	6
・ 地方出入国在留管理局からの問い合わせに対応する.....	6
Q21 問い合わせに対して24時間待機する体制が必要でしょうか.....	6
Q22 問い合わせは誰にかかってくるのでしょうか.....	7
・ その他.....	7
Q23 本人が民間保険に加入しているかどうかを知る方法がありますか.....	7

■ 訪日外国人受診者の医療費が未払い化した場合について

Q1 報告対象となる訪日外国人受診者には在留外国人は含まれますか

本事業は、我が国の公的保険への加入資格のない、海外から我が国へ一時的に訪問している訪日外国人(海外に居住しており公的医療保険に加入資格がない者)を対象にしています。このため、在留外国人(日本に居住している者や公的医療保険に加入している者)については、本システムでの報告対象とはなりません。

Q2 未収金額が報告基準額未満となる未収金は報告対象となりますか

本システムでの報告対象とはなりません。

Q3 6月に診療しましたが7月末時点で未回収状態がわかっているため、この時点でシステムへの登録を行ってもいいでしょうか

6月に診療して請求を行った場合、8月末を基準として報告していただきます。この期間は海外送金による振り込み入金や、各種手続きによるタイムラグ、また医療機関と患者様との間で未収金の回収努力がされている期間であると想定されます。よって、翌々月末を基準とした趣旨を踏まえてご対応いただきたいと思います。

Q4 入力期限について3営業日以内とありますが、例えば1月の診療日は5日から等、月によっても医療機関によっても異なると思いますがその月ごとで考えてよろしいでしょうか

基準日後に入金があった場合に、登録の考え方が煩雑になることが想定されるため、基準日に近い段階で基準日時点の未収情報を適時に報告いただきたいという趣旨で「3営業日」としております。よって、あくまで目安となるものですので各医療機関の各月の営業日で考えていただければ結構です。

Q5 本人がパスポートを持参していない場合はどうすればいいでしょうか

報告にあたってはパスポート情報が必須となりますので、パスポートを持参して頂くようお伝え下さい。なお、訪日外国人は、入管法第23条第1項柱書により、在留中はパスポートを携帯する義務があります。

Q6 本人の在留資格がわからない場合(本人が報告対象となる訪日外国人に該

当するかわからない場合)はどうすればいいでしょうか

マニュアルの P5 に記載の通り、在留資格ではなく、日本での居住の有無と日本の公的医療保険に加入しているか否かで報告対象に該当するか否かをご判断下さい。

Q7 口頭で情報提供の同意を得た場合、報告対象となりますか

口頭での同意でも同意としては有効です。なお、今後、厚生労働省ホームページでも同意取得のための説明文の一例を掲載予定です。

Q8 未成年の診療の場合はどうなりますか

不払いとなった場合は、未成年の場合でも、患者本人が報告対象となりますので、受診時において未成年の患者本人及び法定代理人(保護者等)の本人確認、並びに患者本人のパスポート情報の取得及び個人情報の提供への法定代理人による同意取得をお願い致します。その際、同意取得者及び支払い者が本人ではなく法定代理人(保護者等)であることを、Web システムの備考欄にご記載下さい。

Q9 診療受付時に同意の取得を行わなかった場合はどうなりますか

システムの登録時には、患者本人に連絡を行い、同意の取得を行ってください。

■ web システムでの報告に必要な ID の申請を行う

Q10 1つの医療機関で複数の管理者 ID を持つことは可能でしょうか

管理者 ID は医療機関で1つのみとなります。ただし、1医療機関で複数の職員が当システムを使用する場合は、管理者 ID を1つ作成した上で、当該管理者が入力担当者 ID を発行し付与することで利用が可能となります。

Q11 管理者 ID を役職のない職員に割り当ててもよいでしょうか

マニュアルにも記載の通り、貴院における未収金の管理者を想定しており、病院であれば医事課長にあたる方などを想定しています。特段役職に関する要件はありませんが、地方出入国在留管理局職員からの問い合わせ先にもなりますので、貴院の未収金情報について責任をもってご対応できる方を選任いただければと思います。

■ web システムを通じて未払いの情報を登録・更新する

Q12 東京都で行われている外国人未払医療費補てん事業による未収金の一部回収がありました。回収と考え入力して良いのでしょうか

東京都で行われている外国人未払医療費補てん事業をはじめとする、自治体及び自治体財源による公益法人等からの補填については、原資は公費であり患者自身が支払ったわけではないため、医療費の全額を自身で責任をもって支払わない訪日外国人患者の情報をご報告いただくという本取組みの趣旨に鑑み、回収とはみなしません。

Q13 未収金について大使館・領事館からの入金を確認しましたが、回収と考え入力して良いのでしょうか

大使館・領事館からの入金は患者本人からの入金と同様に、回収額として入力してください。

Q14 未収金登録後、患者データの削除は可能でしょうか

「患者プロフィール情報」を登録した場合、貴院側では削除はできません。「未収金レコード情報」は「修正」をクリックし、入力内容を全て空にした状態で「確定」をクリックすると、削除されます。

Q15 パスポート情報が入手できなかった場合はどうすればよいのでしょうか

パスポート情報がない場合、本取組みにおけるシステムへの登録ができませんので報告対象外となります。

Q16 分割返済の誓約書を入手している場合も登録するのでしょうか

基準日時点で誓約書記載の通り、返済が行われていればシステムへの登録は不要です。ただし、返済が滞った場合で報告基準額を上回っている場合等には改めてシステムへの登録をお願いします。

Q17 経理上償却処理した未収金についても報告対象となるのでしょうか

報告対象となります。

Q18 請求時に一部入金があった場合はどのように報告しますか

請求時に一部の支払いがあった場合、または前払い金を請求額から差し引いても報告基準額以上の未収金残高がある場合

- ① まず、請求日と請求額を入力します。
- ② 「レコード追加」を押し、一部の支払い金額や前払い金額を回収日、回収金額欄に入力します。前払い金の場合の回収日は請求日と同日で構いません。
- ③ 自動計算される未収金残高を確認してください。

Q19 請求日の1か月後に一部支払いがあり、その後の支払いがない場合はいつから登録対象となりますか

一部支払いがあっても、報告基準額以上の未収金残高がある場合は、請求日を基準としてください。

【例】 報告基準額が20万円の時に、5月の請求額が30万円で支払いがなく、6月に5万円支払いされた場合

- ① 残高25万円が報告基準額を上回っているため、7月末日を基準日とし、8月1日～3日の間にwebシステムに入力してください
- ② Webシステムには5月の請求日と30万円の請求額をまず登録します。その後、「レコード追加」で、6月の回収日と5万円の回収額を入力すると、未収金残高が自動計算され25万円になります。

Q20 複数の請求がある場合は、どの請求日を報告基準日とすれば良いですか

未収金残高が報告基準額に達した時点の、翌々月末日を報告基準日としてください。

【例】 報告基準額が20万円の時に、5月10日の請求額が5万円、6月20日の請求額が15万円(累計残高が20万円に到達)だった場合

- ① 6月20日の翌々月末に報告対象になるので、9月1日～3日の間に、まず5月10日の請求額5万円を入力します
- ② さらに、「レコード追加」を押し、6月20日の請求額15万円を入力します

■ 地方出入国在留管理局からの問い合わせに対応する

Q21 問い合わせに対して24時間待機する体制が必要でしょうか

訪日外国人は医療機関の診療時間外に入国してくることも想定されます。医療機関に電話をしても電話が通じない、または管理者が不在の場合もあるかと思えます。

その場合は地方出入国在留管理局職員の判断で対応しますので、外部からの問い合わせについて、これまでの体制から変更することは不要です。

Q22 問い合わせは誰にかかってくるのでしょうか

医療機関登録時に登録した管理者及び電話番号に連絡があります。

■ その他

Q23 本人が民間保険に加入しているかどうかを知る方法がありますか

まずはご本人や同行者に直接確認下さい。査証(ビザ)の Remarks 欄で民間保険加入の有無が分かることがありますので、以下のような情報を参考にして下さい。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html#section2

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100135225.pdf>

以上